

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道旭川市永山2条3丁目2番18号

氏名 株式会社旭川一般廃棄物処理社

代表取締役 湯野 信一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを  
証する。

旭川市長 今津 寛介



許可の年月日 令和5年8月7日

許可の有効期限 令和10年7月21日

## 1 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん。以上、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずに水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥については、水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

施設の種類 保管場所1

設置場所 北海道旭川市永山北3条7丁目4番8

面積 23.7m<sup>2</sup>

種類

・金属くず。

保管上限 24.2m<sup>3</sup>

高さ 1.4m

施設の種類 保管場所2

設置場所 北海道旭川市永山北3条7丁目4番8

面積 23.7m<sup>2</sup>

種類

・がれき類。

保管上限 24.5m<sup>3</sup>

高さ 1.4m

施設の種類	保管場所 3
設置場所	北海道旭川市永山北3条7丁目4番8
面積	23.7 m <sup>2</sup>
種類	
	・紙くず。
保管上限	24.5 m <sup>3</sup>
高さ	1.4 m
施設の種類	保管場所 4
設置場所	北海道旭川市永山北3条7丁目4番8
面積	27.0 m <sup>2</sup>
種類	
	・廃プラスチック類。
保管上限	28.0 m <sup>3</sup>
高さ	1.5 m
施設の種類	保管場所 5
設置場所	北海道旭川市永山北3条7丁目4番8
面積	36.0 m <sup>2</sup>
種類	
	・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）。
保管上限	33.1 m <sup>3</sup>
高さ	1.5 m
施設の種類	保管場所 6
設置場所	北海道旭川市永山北3条7丁目4番8
面積	36.0 m <sup>2</sup>
種類	
	・廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限	33.1 m <sup>3</sup>
高さ	1.5 m
施設の種類	保管場所 7
設置場所	北海道旭川市永山北3条7丁目4番8
面積	27.0 m <sup>2</sup>
種類	
	・木くず。
保管上限	28.0 m <sup>3</sup>
高さ	1.5 m

### 3 許可の条件

\*\*\*\*\*

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 9月13日 変更許可（積替保管の追加。）  
 平成15年 7月22日 許可の更新  
 平成20年 7月22日 許可の更新  
 平成25年 7月22日 許可の更新  
 平成30年 7月22日 許可の更新  
 令和5年 8月7日 許可の更新

5 積替え許可の有無

\*\*\*\*\*

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有— 無

備考

(日本産業規格 A列4番)

copy